

高知県重度訪問介護従業者養成研修等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に関する省令(平成18年厚生労働省令第171号)の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものに関する告示(平成18年厚生労働省告示第538号)で定める重度訪問介護従業者養成研修及び重度訪問介護従業者養成研修事業者の指定等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、高知県又は知事が事業を実施する者として指定したもの(以下「指定事業者」という。)とする。ただし、高知県が実施するときは、当該事業の全部又は一部を研修機関等に委託することができるものとする。

(研修課程)

第3条 研修の課程は、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程及び行動援護従業者養成研修課程とする。

2 各課程の趣旨及び内容は次のとおりとする。

(1) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

重度訪問介護事業者養成研修基礎課程は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(2) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

重度訪問介護従業者養成研修追加課程は、基礎課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を修得することを目的として、基礎課程を修了した者を対象として行われるものとする(ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行う場合を除く。)

(3) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、(1)、(2)及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程(以下、「基本研修」という。)を統合したものとして行われるものとする。

(4) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程は、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(5) 同行援護従業者養成研修一般課程

同行援護従業者養成研修一般課程は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(6) 同行援護従業者養成研修応用課程

同行援護従業者養成研修応用課程は、サービス提供責任者としての知識及び技術を習得するこ

とを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるものとする（ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行う場合はこの限りではない。）。

(7) 行動援護従業者養成研修課程

行動援護従業者養成研修課程は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

(研修期間)

第4条 研修期間は次のとおりとする。

- (1) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程は、原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。
- (2) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程は、原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。
- (3) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。
- (4) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程は、原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。
- (5) 同行援護従業者養成研修一般課程は、原則として3月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、5月の範囲内として差し支えない。
- (6) 同行援護従業者養成研修応用課程は、原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。また、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として3月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、6月の範囲内として差し支えない。
- (7) 行動援護従業者養成研修課程は、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。

(研修の方法及び内容)

第5条 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程及び重度訪問介護従業者研修行動障害支援課程は、講義及び実習により行い、重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、講義、演習及び実習により行い、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程及び行動援護従業者養成研修課程は、講義及び演習により行うものとし、研修の内容は別表1に定めるもの以上でなければならない。

- 2 研修のうち、講義は通信の方法によって行うことができるものとし、この場合、添削指導及び面接指導を行うものとし、面接指導の時間数は重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修応用課程及び行動援護従業者養成研修課程については、1時間以上とする。
- 3 重度訪問介護従業者研修統合課程のうち、基本研修に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他研修等については、「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)の実施について」(平成23年11月11日障発1111第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)等に基づいて行うものとする。
- 4 行動援護従業者養成研修課程については、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)と同内容であることから、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)と合同で開催で

きるものとする。

(事業者の指定申請)

第6条 事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、重度訪問介護従業者養成研修等事業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる事項を記載した上、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 研修事業の名称及び実施場所（通信教育による事業を行う場合にあつては、主たる事業所の所在地及び対象地域）
- (3) 事業開始予定年月日
- (4) 使用するテキスト名
- (5) 学則（事業実施要項）等
- (6) カリキュラム
- (7) 講義を行う講師の氏名、履歴及び担当課目並びに専任及び兼任の別
- (8) 演習に利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつてはその名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書
- (9) 事業計画書
- (10) 研修修了の認定方法
- (11) 収支予算及び事業開始年度及び次年度の財政計画
- (12) 申請者の資産状況
- (13) 申請者が法人であるときは、定款、寄附行為その他の規約

2 講義を通信の方法によって行う場合にあつては、前項に掲げるもののほか、次の事項を記載した上、知事に提出しなければならない。

- (1) 添削指導及び面接指導の方法
- (2) 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室使用承諾書

3 知事は、指定の申請があつたときは、その可否を決定し、重度訪問介護従業者養成研修等事業者指定通知書（様式第2号）又は重度訪問介護従業者養成研修等事業者指定却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(事業者の指定要件)

第7条 指定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 研修を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- 2 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- 3 実施する研修について、次の要件を満たすこと。
 - (1) 継続的に毎年1回以上開催すること。ただし、第9条第1項の規定による休止の届出をしたときは、この限りでない。
 - (2) 研修内容が、取扱要綱に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。
 - (3) 別表2に掲げる講師基準に適合する講師について、必要な数を確保していること。
 - (4) 実習施設における実習について、適当な実習指導者の指導が行われること。
 - (5) 研修の実施場所が高知県内であること。

(変更の届出)

第8条 指定事業者は、研修事業の内容に変更があつたときは、10日以内に重度訪問介護従業者養成

研修等事業者変更届出書（様式第4号）に変更内容を記載した関係書類を添えて知事に届け出るものとする。

（廃止、休止及び再開の届出）

第9条 指定事業者は、研修事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、10日以内に重度訪問介護従業者養成研修等事業者廃止・休止・再開届出書（様式第5号）により知事に届け出るものとする。

（事業報告）

第10条 指定事業者は、毎年度あらかじめ事業計画書を提出するとともに、研修の修了後60日以内に、重度訪問介護従業者養成研修等事業報告書（様式第6号）に重度訪問介護従業者養成研修等修了者名簿（様式第7号）を添えて知事に提出しなければならない。

（修了証明書の交付等）

第11条 県及び指定事業者は、研修修了者に対し、修了証明書（様式第8号）及び携帯用修了証明書（様式第9号）を交付するものとする。

（調査及び指導）

第12条 知事は指定事業者に対し、必要があると認めるときは、研修の実施に係る帳簿類の提示若しくは提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（研修実施上の留意事項）

第13条 県及び指定事業者は、研修事業の実施において知り得た研修受講者に係る秘密の保持に留意し、個人に係る情報については適切に管理するものとする。

2 県及び指定事業者は、研修受講者が実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

（指定の取消し）

第14条 知事は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができるものとする。

- （1）指定事業者が、第7条に定める指定要件を満たさなくなったとき。
- （2）指定事業者が、虚偽の申請、届出又は報告等を行ったとき。
- （3）知事が指定事業者に対し研修事業に必要な指示を行った場合に、その指示に従わなかったとき。
- （4）研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
- （5）研修事業の実施に関し不正を行為があったとき。
- （6）その他研修事業者として適当でないと認めるとき。

附 則

この要綱は、平成19年6月5日から施行する。

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

この要綱は、平成24年7月12日から施行する。

この要綱は、平成26年2月20日から施行する。

この要綱は、平成27年5月27日から施行する。

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。